

議第 94 号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

国の令和 5 年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額とする。

(下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和5年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

令和5年12月期の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

常勤の特別職職員（年間+0.10月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	2.200	2.200
12月期	<u>2.300</u>	<u>2.200</u>
計	<u>4.500</u>	4.400

（第5条関係）

(2) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

令和6年6月期以降の期末手当支給率を次表のとおり改定します。

常勤の特別職職員

【下線部分が改正箇所】

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	<u>2.250</u>	<u>2.200</u>
12月期	<u>2.250</u>	<u>2.300</u>
計	4.500	4.500

（第5条関係）

(3) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

（附則関係）

